

令和元年三重県議会定例会

総務地域連携常任委員会 提出資料

目次

◎所管事項

三重県公文書等管理条例（仮称）の中間案の修正案について 1

【別紙資料】

（別紙）三重県公文書等管理条例（仮称）中間案の修正案

令和元年9月2日

総 務 部

三重県公文書等管理条例（仮称）の中間案の修正案について

1 経緯

8月7日開催の総務地域連携常任委員会において、三重県公文書等管理条例案の中間案について、廃棄手続、審査会への諮問等に関し、御意見をいただきました。

いただいた御意見を踏まえ、「2 修正案の内容」のとおり整理いたしました。

2 修正案の内容

(1) 移管又は廃棄（第9条）

- 実施機関のみの判断によって公文書が廃棄されることを防ぐため、第4項及び第5項を次のように修正

(中間案)

4 知事は、前項の意見を勘案し、第2項の報告に係る公文書ファイル等にまとめられた公文書が歴史公文書等に該当すると認めるときは、当該公文書ファイル等を保有する実施機関に対し、当該公文書ファイル等を博物館に移管するよう求めるものとする。

5 実施機関は、前項の規定による求めがあったときは、当該公文書ファイル等について、当該求めを踏まえて第5条第5項の規定による定めを変更し、当該公文書ファイル等を博物館に移管するものとする。

(修正案)

4 知事は、前項の意見を勘案し、第2項の報告に係る公文書ファイル等にまとめられた公文書が歴史公文書等に該当すると認めるときは、当該公文書ファイル等を保有する実施機関に対し、当該公文書ファイル等を廃棄しないよう求めるものとする。

5 実施機関は、前項の規定による求めがあったときは、当該公文書ファイル等について、第5条第4項の規定により保存期間及び保存期間の満了する日を延長する場合を除き、当該求めを踏まえて同条第5項の規定による定めを変更し、当該公文書ファイル等を博物館に移管しなければならない。

(2) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等（第19条）

- 第9条第6項により博物館への移管に当たって実施機関が意見を付した文書について、第14条第1項の利用請求があった際に、実施機関が改めて広く意見を述べる機会を確保するため、第3項を次のように修正

(中間案)

3 知事は、特定歴史公文書等であって第14条第1項第1号ハに該当するものとして第9条第6項の規定により意見を付されたものについて利用決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を移管した実施機関に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、

意見書を提出する機会を与えなければならない。

(修正案)

- 3 知事は、第9条第6項の規定により意見を付された特定歴史公文書等について利用決定をする場合には、あらかじめ、当該意見を付した実施機関に対し、当該特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

(3) 審査会の設置、諮問 (第29条・第36条)

- 審査会は地方自治法上知事の附属機関であることから、議会が自らの判断で審査会に意見を聴くことができるよう、第29条及び第36条第1項を次のように修正

(中間案)

第29条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、審査会を置く。

第36条 実施機関は、公文書管理規程を制定し、又は改廃しようとするときは、審査会に諮問しなければならない。

(修正案)

第29条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、審査会を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、公文書等の管理に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。

第36条 実施機関(議会を除く。)は、公文書管理規程を制定し、又は改廃しようとするときは、審査会に諮問しなければならない。